

「暑いですね」という挨拶が口癖になつた夏だった。一週間ほどの夏休みをとつて、高校野球を見ながら、暑さしのぎをした。初出場校、数十年ぶりの出場校、常連と言つても良いほどおなじみの高校など、多彩な顔ぶれで、なかなか面白かつた。高校野球観戦のたびに感じるのが、強いという評判の高校に限つて、見るからに小細工と思われる動きをする選手がいることだ。そんなことをしながら、観戦するのも楽しみなのだが……。

裁判所にも夏休みがある。夏期休廷と称して、二週間程度法廷を開かない期間が設けられてゐる。ただ、これは、裁判所が一齊に休むわけではなく、民事一部とか二部という具体的な訴訟を担当している裁判体ごとに交代で休廷するので、弁護士としては、必ずしもそれに合わせて休むことができるところにはならない。また、裁判官も休延期間がそのまま休みとなるわけではないようで、宿題を抱えてとあることでも珍しくないようだ。そのことを見越して、複雑あるいは困難な訴訟の場合は、休みの期間中にじっくり検討してほしいとの期待を込めて、（裁判所から指示された締め切りよりも早く）夏期休廷に入る直前に詳細な書面を提出することもある。



ところで、この夏休みの期間中に、破産管財人の用務で一日だけ銀行に出かけた。仕事は、破産者が所有しているマンションを任意売却したもので、その契約の実行のためである。破産事件であるということは、そのマンションには複数の抵当権が設定されており、それだけで売却価格を大きく上回っていること（これをオーバーローンという）を意味する。今回はそれに加えて、市民税などの滞納を理由とする差押えがなされていて、東京地裁においては、オーバーローンだという理由だけで、破産財団（破産手続において債権者に弁済する原資などとなる財産）から放棄することが認められていたのであるが、近時は、ともかく任意売却をして、少しでも財団に組み入れをすべきである（抵当権または差押えを解除するという意思決定をしたことの責任を回避したいというだけのようと思われるが、「そんなこといいのか」と言いつぱり、競売によって配当がゼロになつてもいいから、任意売却に同意できないという主張をすることが多い）。このような主張をするのは、抵当権または差押えを解除するという意思決定をしたことの責任を回避したいというだけのようになる。

(弁護士)